

本辞典の利用のしかた

はじめに

本書は、個々の法概念ないし制度を理解するのに必要な要素をコンパクトにまとめたサブテキストであり、一つの項目を最後まで読めば、これに関する必要最小限の理解が得られるようになっている。

目次として、あいうえお順の事項索引 (INDEX) を巻頭に付した。各項目のページ数のあとに、一応の執筆分担を示すものとしてNとTの文字を付しているが、各項目の内容については、両名が共同で検討を加えたことを付記しておきたい (N・中田, T・高島)。大学・法科大学院の講義時に便利のように、バンデクテン方式 (p. 228参照) で配列した索引を置いた。これにより、各講義科目ごとの重要なキーワードが把握できると思われる。

項目の設定および調整

①本書は、最近の民法学および法改正の動向を踏まえ、民法の基礎的な用語、および民法の理解に必要な若干の民法以外の法律用語として409語を選び出した。

②「債権者取消権」と「詐害行為取消権」のような同義語については、一方だけに解説を加え、他方は項目見出しとして置くにとどめた。

③「意思主義」と「表示主義」のように、相互に関連する複数の用語については、両者を「意思主義・表示主義」として一つの項目として扱い、関連性に配慮した説明を加えた。あわせて、「表示主義」からも参照できるようにした。

④ある事項につき見解が分かれている場合、原則として判例・通説に従って叙述するように心がけた。ただし、見解の対立を示すことが問題の理解にとって重要である場合には、複数の見解を併記するようにした。

見出し記号

項目中の見出し記号は、①②, (a)(b), ①②, (i)(ii)を使い分けた。また、関連論点については、【 】で表した。

判決の引用

サブテキストとしての本書の性格上、コンパクトさを考えて判決年月日は付記していない。本文中で扱った判例は、代表的なものであり、教科書や判例付き六法などで容易に調べることが可能である。

法令・条項の扱い方

①本文中、番号のみで表記された引用条文はすべて民法典の条文を意味する。

②不動産賃貸借に関連する特別法の引用については、必要と思われる限りで旧法 (建物保護法, 借地法, 借家法) と新法 (借地借家法) の両方を引用した。

③民法典以外の法令名の表記については、簡略化することが通例であるものや、正式名称が長すぎるものについては、別表 (p. 6) の略語によった。

項目の配列は
あいうえお順

使用者責任

[しょうしゃせきにん]

すべての項目
に読みがなを
付す

①**意義** ある事業のために他人を被用者として用い、その被用者が事業の執行について第三者に違法に損害を与えた場合において、使用者が負う不法行為法上の損害賠償責任をいう (715条)。

数字のみの条文は民法典の条文を意味する

たとえば、食品会社Aの従業員Bが、自転車で食品を配達している途中でCをはねた場合、Aは直接Cに対して賠償責任を負う。……

具体的設例を用いた説明

重要な制度や
条文が扱われる
場合、可能な
限り、意義・
要件・効果
などを簡潔に
記述

②要件

①ある事業のために他人を使用すること (「事業」における「使用関係」の存在)。

②被用者の加害行為が「事業の執行について」なされたものであること。……

③**効果** 以上の要件が充たされた場合、使用者、および使用者に代わって事業を監督する者 (代理監督者) に賠償責任が発生する。……

【使用者責任における外形理論】

項目に
関係する
重要論点

判例は、客観的にみて事業執行の外觀を有する行為であれば、被用者の主観的意図にかかわらず、執行範囲に含まれると解しており、これを外形理論という。

⇒不法行為 (p.259), 報償責任 (p.266), 不真正連帯債務 (p.245)

全体的理解のため、あわせて参照してほしい項目